

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する
手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令
(令和3年12月24日外務省令第15号)

令和3年12月24日
外務省領事局旅券課

1 改正の概要

(1) 「国外における旅券手数料の額を定める省令」(平成18年外務省令第4号)別表の表中に定められている手数料の額について、ベネズエラにおいて徴収する手数料の額を改訂し、エリトリアの通貨及びエリトリアにおいて徴収する手数料額を設定した(第1条)。

(2) 「領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令」(平成12年外務省令第3号)附則第3項の表中に定められている手数料の額について、ベネズエラにおいて徴収する手数料の額を改訂し、エリトリアの通貨及びエリトリアにおいて徴収する手数料の額を設定した(第2条)。

2 改正の理由

(1) ベネズエラにおいては、令和3年10月1日、旧通貨の1,000,000ボリバル・ソベラノを新通貨の1ボリバル・ソベラノとするデノミネーションを行った。

(2) エリトリアにおいては、令和4年1月1日、新たに兼勤駐在官事務所を開設する予定である。

(3) (1)及び(2)を受けて、各国の通貨換算率等を定める「出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件(令和3年12月24日財務省告示第317号)」が令和4年1月1日から適用されることに伴い、外国貨幣換算率に基づいて制定されている「国外における旅券手数料の額を定める省令(平成18年外務省令第4号)」の別表及び「領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令(平成12年外務省令第3号)」附則第3項の表中、ベネズエラにおいて徴収する手数料の額を改訂し、エリトリアの通貨及びエリトリアにおける手数料の額を定めることが必要となった。

(了)